

衆議院議員総選挙・最高裁判所 裁判官国民審査のお知らせ

投票日 令和6年10月27日(日)

発行

安平町選挙管理委員会
事務局
(安平町役場総合庁舎内)
Tel 22-2511

選挙期日

□公示日

10月15日(火)

□投票日

10月27日(日)

(投票時間 7時から20時まで)

□期日前投票・不在者投票期間

〈衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査〉

10月16日(水)から

10月26日(土)まで

(投票時間 8時30分から20時まで)

投票できる方

投票日において引き続き安平町の住民基本台帳に記録され、選挙人名簿に登録されている方で、次の①と②のいずれの要件にも該当する方は安平町で投票することができます。

① 住所の要件

令和6年7月14日までに安平町へ転入し、転入手続きを済ませられた方

② 年齢の要件

平成18年10月28日までに生まれた方

※ 転出される方でも、安平町から投票所入場券が届いた場合は、安平町での投票となります。

※ 令和6年6月27日以降に安平町へ転入された方で、前住地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方は、前住地で投票することができます。

投票所入場券の配付

投票所入場券は、各世帯ごとにまとめて送付しております。間違いや不審な点がございましたら、お手数でも安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

なお、送付された投票所入場券を紛失されても、本人であることが確認できれば投票できますので、身分を証明できる物(免許証や保険証など)をご持参の上、投票所又は期日前投票所へお越しください。

※ 投票入場券は10月15日に発送。

※ 投票所入場券に記載されるご自身の投票所をご確認ください。

※ 投票入場券裏面の宣誓書は期日前投票の際に記入するものです。

投票日当日に投票される方は記入する必要はありません。

投票の方法

今回の選挙は、衆議院議員総選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)と最高裁判所裁判官国民審査になります。

- 衆議院議員総選挙・小選挙区選挙
あさぎ色の投票用紙に候補者の氏名を記入して投票します。
- 衆議院議員総選挙・比例代表選挙
ピンク色の投票用紙に政党名を記入して投票します。
- 最高裁判所裁判官国民審査
うぐいす色の投票用紙に記載されている裁判官の中から、辞めさせたい裁判官がいる場合には、その裁判官に×印を、辞めさせたい裁判官がいなかった場合には何も書かずに投票します。

期日前投票について

期日前投票制度とは、投票日当日に次のような理由で投票所に行くことができない場合に、投票日前であっても選挙期日と同様に投票を行うことができる制度です。

- ① 仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ② レジャーや旅行で投票日に町内にいない方
- ③ 病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日に投票所に来られない方
- ④ 交通の不便な場所に住む方やそこに滞在中の方
- ⑤ 投票日に町外に居住している方
- ⑥ 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難な方

※ 投票日に選挙権を有することになる方(18歳になる方)で、期日前投票期間には選挙権を有しない方(17歳の方)については、不在者投票になりますのでご注意ください。

1. 期日前投票所の開設期間

10月16日(水)から10月26日(土)まで

2. 期日前投票所の開設時間

8時30分から20時まで

3. 期日前投票所の場所

役場総合庁舎(増築側)1階フロアー内、又は総合支所(ぬくもりセンター)フロアー内

※ 投票区にかかわらず、いずれの期日前投票所においても投票できます。

4. ご持参いただくもの

投票所入場券(印鑑は不要)

宣誓書の記入

投票用紙に記入

投票箱へ投函

※ 投票所入場券裏面の「宣誓書」にあらかじめ記入しご持参いただくと受付が早くすみます。

※ 投票所入場券を紛失されても投票することができます(左の「投票所入場券の配付」の項目をご参照ください)。

※裏面もご覧ください

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日：10月27日（日）

第8投票区の投票所が「早来学園（中アリーナ）」に変更となります

早来町民センターの改修工事に伴い、第8投票区（早来北進の一部の区域および東早来の一部の区域、早来大町のうち、しらかば・あかね・ときわ地区の全域にお住まいの方が対象）の投票所が早来学園（中アリーナ）へ変更となっています。第8投票区での投票に該当される方は、お間違えのないようご注意ください。

投票所

皆さんが投票する投票区及び投票所は、第1から第12投票所で下の表のとおりとなっています。お手元に配達される「投票所入場券」に投票区と投票所が記載されていますので投票の際には必ずご確認ください。

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	旭陽会館	第7投票区	北進会館
第2投票区	青葉会館	第8投票区	早来学園
第3投票区	追分ふれあいセンター いぶき	第9投票区	保健センター
第4投票区	花園若草会館	第10投票区	北町会館
第5投票区	明春辺会館	第11投票区	富岡会館
第6投票区	安平公民館	第12投票区	遠浅公民館

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は下記のとおり即日開票します。

町民センター改修工事に伴い、開票所が「早来学園（大アリーナ）」に変更となります。

時間：10月27日（日）21時より 場所：早来学園（大アリーナ）

参観：先着160名まで（開票所の混乱を避けるため、入場を制限しています。）

不在者投票について

指定された病院・老人ホーム等に入院・入所されている方はその施設、また安平町の選挙人名簿に登録されている方で、町外に滞在している方はその滞在先の選挙管理委員会において不在者投票ができますので、入院・入所されている施設又は安平町選挙管理委員会に早めに申し出てください。（町内指定施設：追分陽光苑）

なお、指定されていない施設に入院・入所されている方は、最寄りの選挙管理委員会等で不在者投票をしていただくこととなります。詳しくは安平町選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

※ 公示日前でも請求することができますので、早めにご請求いただきますようお願いいたします。

郵便等による不在者投票

身体に重度のしょうがいのある方は、自宅などで投票することができる「郵便等による不在者投票」という制度があります。郵便等による不在者投票を行うには郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となります。

<対象となる方は>

- (1) 「身体障害者手帳」の交付を受けている方で、次の各号に該当する方
- ① 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のしょうがいにあつては1級又は3級の方

- ② 両下肢・体幹・移動機能のしょうがいにあつては1級又は2級の方
 - ③ 免疫・肝臓のしょうがいにあつては1級から3級までの方
- (2) 「戦傷病者手帳」の交付を受けている方で、両下肢・体幹のしょうがいにあつては恩給法の特別項症から第2項症までの方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓のしょうがいにあつては特別項症から第3項症までの方
- (3) 介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

<証明書の請求方法>

安平町選挙管理委員会に身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて郵便等投票証明書交付申請書を提出してください。

（用紙は選挙管理委員会にあります。）

※ 郵便等投票証明書の有効期間は7年間(上記③の「要介護5」である方については、要介護認定の有効期間)となります。

※ 郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票日の4日前までとなる10月23日（水）17時までに投票用紙等の請求を行ってください。

ご不明な点については安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

※裏面もご覧ください